

# インバウンド県内周遊観光促進事業 業務仕様書

## 1. 概要

### 1. 1 委託業務名

- ・インバウンド県内周遊観光促進事業業務（以下「委託業務」という。）

### 1. 2 背景と目的

- ・レンタカー事業者への聞き取りによると、「富士北麓地域におけるレンタカー利用者の9割が外国人」であり、「外国人観光客のマップコード利用率は高く」、「交通ルールやマナーの周知は重要」という回答があった。コロナ禍を契機とした個人旅行の増加に伴い、レンタカーや公共交通（電車、タクシー、路線バス）の需要が高まっており、外国人観光客における移動手段として重要なものとなっている。
- ・本業務では、外国人観光客の県内周遊と消費の促進を図るため、レンタカー利用者及び公共交通機関利用者に対して、旅マエ・旅ナカにおける情報発信を行うことを目的とする。

### 1. 3 委託業務期間

- ・契約締結の日から令和7年3月14日まで

### 1. 4 委託業務内容

- ・外国人観光客の県内周遊と消費の促進を図るためにレンタカー利用者及び公共交通利用者に対して、旅マエ・旅ナカにおける情報発信を行うため、以下の業務を実施する。受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジュール等）を県に提出することとし、委託業務の実施にあたっては、県と協議を行いながら進めること。

#### (1) 周遊ドライブマップの作成

- ・旅ナカにおける県内周遊を促進するため、富士北麓を起点とした県内周遊ドライブマップを作成する。ドライブマップの作成に当たり留意事項は次のとおり。
  - ア ドライブマップには掲載施設等におけるサイトに飛べる QR コードとカーナビゲーションへの目的地設定が容易となるマップコードを記載すること。
  - イ 周遊マップの作成にあたっては、レンタカー事業者、タクシー事業者団体等の意見を聞き、富士北麓を起点に県内他地域へレンタカーや公共交通を利用して、安全かつ効率的に周遊できるルートを作成すること。
  - ウ 周遊ルートの具体的な紹介先は、以下の例を参考にレンタカー及び公共交通で訪問できる山梨ならではのスポットや外国人観光客の消費を促進できるコースとなるよう提案すること。  
周遊ルート（例）山梨ならではのスポットや消費促進に繋がるコースを紹介

・＜中北～芸術と自然を巡る旅＞

県立美術館、昇仙峡、清里テラス、清泉寮、中村キース・ヘリング美術館、道の駅こぶちさわ

・＜峡東～絶景とフルーツ・ワインを楽しむ旅＞

FUJIYAMA ツインテラス、恵林寺、笛吹川フルーツ公園、JA フルーツ山梨直売所、ぶどうの丘、石和温泉

・＜峡南～日本の伝統文化に触れる旅＞

身延山ロープウェイ、久遠寺、西嶋和紙の里、印章資料館、花火資料館、道の駅富士川

エ 運転時に守るべきマナーを紹介する内容を含めること。

オ ドライブマップの仕様は以下のとおりとする。なお、金額の範囲内でより効果的と認められる場合はこの限りではない。

【部 数】 英語 10,000部

中国語(繁体字) 10,000部

【仕 様】 A4三つ折り、コート90kgベース、一括納品

【印刷面】 両面

【色 数】 フルカラー

【納 期】 令和6年12月末

【納品先】 山梨県庁別館2階

観光文化・スポーツ部観光振興課国際観光振興担当

## (2) PR動画の作成

・旅マエにレンタカー事業所、タクシー事業所そして海外OTA、海外Webサイトで放映するPR動画を作成する。PR動画作成に当たり留意事項は次のとおり。

ア カーナビゲーションに目的地設定が容易になるマップコードを記載した周遊ルートを紹介するためのPR動画を作成する。

イ 本県の魅力を引き出し富士北麓地域から県内他地域への周遊意欲を高める内容とする。(例：人気インフルエンサー、モデル、タレントを起用する等)

ウ レンタカー事業者、タクシー事業者団体等の意見を聞き、富士北麓を起点に県内他地域へレンタカー、公共交通を利用して、安全かつ効率的に県内観光資源を周遊できる内容とする。

エ 運転時に守るべきマナーを紹介する内容を含める。

オ PR動画の仕様は以下のとおりとする。なお、金額の範囲内でより効果的と認められる場合はこの限りではない。

【動画時間】 180秒

【作成動画数】 2本

【字幕・ナレーション】 英語(アメリカ英語)及び中国語(台湾・香港向け)

【規格】 ア アスペクト比 16:9

イ 解像度 Full HD(1920×1080)以上(映像について)

ては4K以上)

ウ 編集確認 2回以上

※ 制作した動画は山梨県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」や県が必要と判断する媒体で配信予定。

### (3) PR動画の発信、海外Webサイトへの掲載

- ・旅マエ、旅ナカに外国人観光客が旅行先選定のために閲覧する海外OTA及び海外Webサイト（台湾、香港、タイ、シンガポール、アメリカなどレンタカー利用者が多い国へ訴求できるものとする）に（１）、（２）で作成した周遊ドライブマップ及びPR動画を掲載する。
- ・PR動画の発信方法として、YouTube 広告等を活用し、視聴のための誘導を図る。（関連動画の間に広告が入り、興味を持った者を動画視聴に誘導する方式を想定。）

### (4) 効果測定の設定

- ・次のとおり、KPI（目標値、以下「KPI」とする。）を設定し、事業を実施すること。なおKPIについては、業務報告書に記載し、報告すること。
  - ア YouTube 広告等を活用し誘導した視聴数について、提案時に目標設定を行い、実績を報告すること。
  - イ 海外OTAにおいて、掲載した周遊ドライブマップとPR動画へのアクセス数、及び本県におけるレンタカー予約数と本県における旅行（ツアー、宿泊施設）販売実績について、提案時に目標設定を行い、実績を報告すること。
  - ウ 海外Webサイトにおいて、掲載した周遊ドライブマップとPR動画へのアクセス数について、提案時に目標設定を行い、実績を報告すること。

### (5) その他

- ・（１）、（２）について、県による加工や外部への提供（動画配信サイト等）が可能であること。
- ・各業務に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（報償費、交通費、宿泊、車両、通訳委託費、各種データ作成費等）は委託金額に含めること。

## 2. 成果物

### 2. 1 成果物（報告書）の提出

- (1) 業務完了届
- (2) 「インバウンド県内周遊観光促進事業業務委託」業務報告書（A4縦、横書き）
- (3) その他県が指定するもの（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

### 2. 2 納品方法

- (1) 紙媒体（A4、カラー版）1部
- (2) 電子媒体（ファイル形式はPDF）1部

## 2. 3 納期

- ・令和7年3月14日

## 2. 4 納品先

- ・〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 国際観光振興担当

## 2. 5 著作権等

- ・提出された成果物における所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」とする）は県に帰属するものとし、県は提出された報告書の著作権は県に帰属し、一般に公開することがある。
- ・成果物に第三者の著作権等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む。）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県はこれを無償で永久的及び非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行う。

## 3. その他

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務終了、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務終了、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務完了日の属する年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上、決定する。
- (7) 受託者は、山梨県と十分に協議を行いながら全体の業務を進める。
- (8) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託者が手配する。委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整え、経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこととする。